

ひょうご震災記念 21 世紀研究機構

平成 24 年度 外部評価報告書

平成 25 年 12 月

ひょうご震災記念 21 世紀研究機構外部評価委員会

目 次

1	機構全体の評価	1
2	組織別の評価	3
3	研究調査に関する評価結果	5
[参考資料]		
	評価の方法	9
	外部評価の実施経過	9
	外部評価委員会 委員名簿	10
	業績評価実施要綱	11
	外部評価委員会設置要綱	12

1 機構の評価

わが国は少子高齢社会が進展する中で、様々な社会環境が変化しており、特に家族や地域社会のあり方が問われている。また、近年、地震や台風、豪雨などの自然災害が多発・巨大化していることから、安全で安心な社会を構築していくことが求められている。

中央政府の財政の立て直しが急務の課題となっている今日、これらの地域課題に対応するためには、地方分権体制の強化が要請されるところであるが、その政策立案、実施等に当たって、地方シンクタンクの果たす役割は従来にも増して大きくなっている。

これまでから本機構は、当委員会からの提言を生かしつつ、兵庫県が進める行財政構造改革にも率先して取り組み、限られた財源・人的資源の選択と集中を図りながら、効率的、効果的な組織運営に意を用いてきた。とりわけ、先導的事業として「自治体災害対策全国会議」の開催や政策提言的な色彩の濃い研究調査活動を、引き続き推進するとともに、新たに復興庁からの「東日本大震災生活復興プロジェクト」の受託やパブリシティと連携したシンポジウムの開催、「有明の丘基幹的広域防災拠点施設」を活用した人材育成事業への参画など、時代の要請に果敢に対応している点は高く評価できる。

兵庫県の財政が厳しい状況にあることを改めて認識するとともに、阪神・淡路大震災の経験と教訓から生まれた知見とノウハウの蓄積という独自性や強みを生かし、今後も兵庫県政にとって不可欠なシンクタンクとして発展することを期待しつつ、以下の提言を行う。

(1) 研究領域の重点化や県との連携強化等によるシンクタンク機能の充実・発展

① 災害多発時代において国民が求める「安全・安心」への寄与

国民が大きな不安を抱いている巨大災害(南海トラフ巨大地震や首都直下地震、大型台風等)への備えに関して積極的かつ重点的に研究を進めていく必要がある。都市の脆弱性をいかに克服していくかといった事前対策の研究にも取り組んでいただきたい。

② 「共生社会」をキーワードとした、少子高齢社会の諸課題への対応

世界的にも例をみないスピードで進展する少子高齢社会下にあつて、阪神・淡路大震災で重要性が明らかになった家族の絆やコミュニティの維持・継承・発展など、人と人が支え合う「共生社会」を目指すことは、真に「レジリエンス」の高い社会の実現に大きく寄与するものである。この切り口での研究調査、成果の発信を進めることは、被災地に誕生したシンクタンクの大きな使命である。

③ 様々なフェイズにおける県行政との連携強化

県政課題に即した研究テーマ選定や県職員の研究会への参画、研究成果の県政への反映など、研究活動の進行期間中はもとより、研究を開始する以前や研究が終了した後も県行政との密接な連携が必要である。とりわけPDCAサイクルのA(=アクション)としての、研究成果の具体の政策への反映や研究データの県政推進における活用等は、県が所管するシンクタンクとしての存在意義にも関わる重要な命題であることを認識されたい。またこれらのことについて、県トップとの意見交換の場を設け、連携を深めることも検討されたい。

(2) 阪神・淡路大震災20周年事業の積極的な展開

人と防災未来センター及びこころのケアセンターと連携しつつ、20年にわたる被災地における防災・減災や復興の取り組みの検証や先導的な研究調査・政策提言、インパクトのある収集資料の普及啓発・展示など、東日本大震災の復興や南海トラフ巨大地震等への備え等に寄与する、将来に繋がる取り組みを今後とも積極的に展開されることを期待する。

(3) 機構の有する研究成果等の発信強化

① 研究調査報告書のマスコミや出版物での全国的発信、全国紙との共催による21世紀文明シンポジウムの開催、全国の志ある自治体が参画する自治体災害対策全国会議の開催、有明の丘基幹的広域防災拠点での人材育成など、機構の研究調査や人材育成機能等の「アウトプット」の全国的展開をさらに深化・発展させる必要がある。このような取り組みが機構の何よりのPRになると思われる。

② 研究調査報告書の英文化に取り組み、HPで全世界に発信することも検討が必要である。学術論文での引用が多くなれば、機構のステイタスの向上にもつながる。

(4) 人と防災未来センター及びこころのケアセンターの各分野における全国的な拠点施設としての充実・発展

人と防災未来センターについては、阪神・淡路大震災や東日本大震災関連の展示の充実を図りつつ、南海トラフ巨大地震や首都直下地震など、来るべき巨大災害への備えに対する理解を促進するための工夫を行うべきである。また、同センターのこれまでの人材育成ノウハウを生かし、引き続き「有明の丘基幹的広域防災拠点」を活用した研修事業に参画するなど、防災・減災のナショナルセンター的な役割を担うべきである。

開設10周年を迎える、こころのケアセンターについては、阪神・淡路大震災の教訓から得られた具体的なノウハウが、東日本大震災の被災地支援に生かされていると評価するところである。引き続き、この研究・実践活動の成果の一層の普及に努められたい。

(5) 外部評価委員会の運営方法の検討

当委員会は、これまで、毎年度開催されている。研究調査についての外部評価は毎年度必要であると思うが、その他の個別事業については、その内容等が大きく変更されるものでない限りは、必ずしも必要ないと考える。個別事業については、PDCAを念頭に置きつつ、時間をかけて自己点検評価を行い、機構全体の評価については「複数年度分をまとめて評価する」という運営方法を検討してみてもよいのではないかと。

また、研究調査報告に関する査読評価が、次年度以降の研究指導に反映されることを期待する。

2 組織別の評価

今回の外部評価では、研究調査本部、学術交流センター及び管理部がそれぞれの組織で平成24年度に実施した事務・事業について評価を行った。

(1) 各組織の担当事務

組織	担 当 事 務
研究調査本部	<ul style="list-style-type: none"> ① 総合的、実践的な研究調査 <ul style="list-style-type: none"> ・「安全・安心なまちづくり」「共生社会の実現」に関する調査研究 ・研究助成（共同研究支援事業） ② 政策提言・研究成果の普及 <ul style="list-style-type: none"> ・研究調査報告書の作成 ・研究成果の発信（県庁各部署、県内市町、大学、シンクタンク等） ・研究成果報告会（ひょうご明日のエネルギーフォーラム） ③ 情報・資料の収集・整理・保存・展示 <ul style="list-style-type: none"> ・阪神・淡路大震災の経験と教訓の活用（オーラルヒストリーの整理・発信） ・四川省社会科学院との連携による「災害対策全書」の中国語への翻訳
学術交流センター	<ul style="list-style-type: none"> ① 政策提言・研究成果等の普及 <ul style="list-style-type: none"> ・21世紀文明シンポジウム開催事業 ・国際シンポジウム・フォーラム「淡路会議」開催事業 ・自治体災害対策全国会議開催事業 ② 研究成果等の情報発信 <ul style="list-style-type: none"> ・「21世紀ひょうご」等研究成果の発行 ・ニュースレター及びホームページ等による情報提供 ③ 学術交流の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「ひょうご講座」の実施 ・21世紀文明研究セミナーの開催 ・兵庫・アジア太平洋大学間交流ネットワーク(HUMAP)構想推進事業の展開 ④ 交流ネットワークの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「兵庫自治学会」への支援
管理部	<ul style="list-style-type: none"> ① 機構の業務運営の効率化・質の向上に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・業務運営の効率化 ・業務の質の向上 ・業務・組織の見直し

(2) 評価及び所見

組織	評価	所見
研究調査本部	A	<ul style="list-style-type: none"> ・ オーラルヒストリーは示唆に富み、これらを素材にして震災復興対策についての一層の深化が可能になる内容であり、我が国でも稀有の発信である。公開件数も増加しているところであり、さらなる公開に力を入れて欲しい。 ・ 政策提言が予算編成とのタイミングを考慮して行われたのは極めて意義深い。 ・ 研究テーマが機構のミッションとどう関係するのか、理解の難しいものもある。テーマ設定にあたっては、今後とも研究調査本部長、人と防災未来センター長及びこころのケアセンター長の討議の深化が望まれる。 ・ 「災害対策全書」の中国語版が作成されたのは大きな成果であった。 ・ 長期的に見れば、限られた予算の中で機構による助成がどこまで必要かを議論する必要がある。
学術交流センター	A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「自治体災害対策全国会議開催事業」は危機管理と防災に関する国民意識を高めるうえで、重要なプロジェクトである。この事業の推進を評価し、機構の看板事業となることを期待する。(成果の) ITによるより広範な利用について更に工夫があってもよい。 ・ 「ひょうご講座」に関しては高い受講率を誇るが、選択と集中という観点から、再考の余地があるように思われる。「HUMAP 受託事業」、「兵庫自治学会」への支援についても同様である。 ・ 「21世紀ひょうご」は販売数が伸び悩んでいるが、国際減災フォーラムなど、機構の主催する基調講演などをピックスとして取り上げるようになったのは、機構の発行する雑誌として印象づける上で、効果的だったと思う。県や行政関係者など、組織での購入は伸びることが期待できないので、WEB上で部分的な開放、時期的な開放なども検討するなど、一般市民への広がり努められたい。 ・ HPは必要な情報に容易にたどり着けるように、引き続きメンテナンスに力を入れて欲しい。
管理部	A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県全体の行政改革にも応えて、他県でも数少ない総合研究機関として、業務運営の効率化、スリム化を外部資金の確保や業務の質の向上を図りつつ尽力されているが、引き続き社会的責任や県民の負託に応える運営を心がけることを期待する。

[評価基準]

S : 計画を上回る優れた業績をあげている

A : 計画通り

B : 計画通りとは言えないものの、工夫若しくは努力によって計画を達成し得る

F : 計画を大きく下回っている、又は計画そのものの見直しが必要である

3 研究調査に関する評価結果

研究調査本部の研究員が、平成24年度中に取り組んだ研究調査のうち、以下の7テーマについて外部評価委員会の協議に付し、総合評価を決定したところである。

評価結果一覧

番号	研究員氏名	研究テーマ	総合評価	(参考) 自己点検 評価
①	加藤 泰子	高齢者就業・社会参画の拡大 —「担い手」としての高齢者へ—	S	S
②	木村 啓二	県民参画・協働型の地域エネルギーシステム の構築	A	A
③	長谷川 英伸	中小企業における海外事業展開の動向 と課題	A	A

判定基準

S：大変評価できる A：評価できる B：あまり評価できない F：評価できない

[外部評価委員の主な評価内容]

		総合評価	S
番号	研究テーマ	主な評価内容	
①	加藤泰子 「高齢者就業・社会参画の拡大―「担い手」としての高齢者へ―」	<ul style="list-style-type: none"> 兵庫県の高齢者就業の諸施策に合わせた調査分析と提案としてはよくまとめられた報告である。県の担当課の担当者を研究協力者としている点も良かったと思う。数十名の関係者のヒアリングをしているのも内容を豊かにするのに役立っている。しかし、一般にわが国の高齢者就業の難しさは、例えば年功序列給などの他、特殊日本的な就業構造によるところも大きい。その意味では、この問題についての経済学的分析は実に豊富であるので、単にコミュニティビジネスなどだけでなく、文字通り広汎に開かれた高齢者就業の可能性と現実性について解明することが望まれる。 テーマはタイムリーであり、独自の調査と政策提言を高く評価したい。文章や論文の体裁もしっかりしており、図表を的確に配置するなど、研究成果を知らしめる努力がうかがえた。政策提言は具体的で、すぐにでも生かせるのではないだろうか。今回の成果を是非、一般向けの媒体でも紹介すべきである。さらにセミナーの開催等で全国に発信してもらいたい。既存の調査や現行制度の紹介が多いのがやや気になる点だが、内容についての高評価を変えるものではない。 本報告書は超高齢社会のなかで高齢者が社会に関わり続け、その担い手となる方策を考察、提案したものである。先行研究を踏まえ、多くのデータを渉猟するとともに、インタビュー等による先進的事例を綿密に調査し、県等の地方自治体のさまざまな高齢者施策を歴史的に検証しながら、現下の課題を丁寧に分析している。ただ、ここで議論の俎上にあるのは多少ともステレオタイプ的な高齢者であり、高齢者そのものの分析や、将来への不安が先鋭的な形で現れる高齢者の社会的立場に関する論及があれば、もっと説得力を持ったのではないかと思われる。 高齢者が社会に関わり続けていくために、国や兵庫県などが取り組んできた施策を検討し、さらにその可能性を拡大していくためには今後どのような施策が必要かを検討した本報告書は、内容豊富であり、なかなか読み応えがあった。「提案」の内容も具体的で、研究会には県庁の関係者も参加しているだけに、実行可能と思われるものが多い。ただ、従来の施策でもかなりいろいろなことが行われており、中には実効が上がっていない制度も見受けられ、整理・統合の必要性もあるのと考えられるが、その点に関しては若干検討不足という印象も受ける。また、報告書の中でも指摘されているように、20代、30代の若者の就職が思うに任せない状況にある時に、行政としてどこまで高齢者の就業機会拡大の施策に取り組むべきなのか、世代間の公平という視点から考え方を整理する必要があると感じるが、その点についての「提案」も言及してほしかった。 	

番号	研究テーマ	主な評価内容
②	木村啓二 「県民参画・協働型の地域エネルギーシステムの構築」	<ul style="list-style-type: none"> 省エネにおける県民参画と協働についての第1章及び第2章の分析はかなり体系的に整理できている。小宮山宏氏のプラチナ構造までを考えると住宅の省エネルギー化など確かにもっと前進できると思われる。しかし、第3章以下の創エネについては、風力や太陽光発電に限った再生可能エネルギーやバイオ、小水力だけでなく、もっと視点を広げた分析を展開できれば、より説得的で具体的になったと思われる。特に兵庫県に特有な省エネルギーと創エネルギーの分析があれば、提言がより充実したものになったであろう。 兵庫県の重要課題を的確に取り上げており、メッセージ性も強い。全国の動向も踏まえ、県の実情や問題点を掘り下げており、総じて評価できる内容である。多様な政策提言を行っており、政策関係者にとって大いに参考になるのではないかと。さらに、図表などを工夫し、一般市民にも分かりやすい内容になっているこの点も評価したい。ただ、図表の多くが研究者本人作成となっているが、データの出典を明らかにすべきであろう。 本報告書は従来の大規模集中型に代わる多元分散型地域エネルギーシステム構築の可能性について、省エネと再生可能エネルギーの視点から論じたものである。先行研究や他地域におけるこれまでの取り組みにも目が行き届いていて内容は多彩であるが、図表や数字データの蓋然性や県という単位での参画・協働型の取り組みの限界性、エネルギー消費の最大を占める製造業の問題等、議論が少し上滑りして、提言もやや具体性を欠いている。ただ、短い期間でこれだけ充実した報告書をまとめ上げられたことに対して、その労を多としたい。 報告書としてはよくまとめられており、提案も具体的かつ実行可能と考えられるものばかりである。しかしながら、「提案」の内容について、日本の電力事業体制の「地域独占」と「垂直統合」（発送電から売電までの機能を一つの電力会社が独占する）に係る問題点にも言及してほしかった。また本報告書でも、省エネが進まない理由として、各企業や各家庭の自主努力に頼っている国や行政の施策にあることを浮かび上がらせておきながら、最大の提案が「県民運動の実施」である点には異論がある。省エネをさらに進めるには、本報告書で根拠のないままに退けている「規制的手法」にも頼る必要があると思う。例えば、エネルギー消費量の多い事業所には毎年、エネルギー消費量を報告させ、この結果を公表する制度くらいは取り入れられるのではないだろうか。住宅についてもドイツのようにエネルギー証明書の作成を義務付けることなども検討してほしかった。同様に「行動を促すインセンティブづくりも重要である」「県民運動だけでは十分なインセンティブにならない可能性がある」としながら、インセンティブづくりについても、それほど深く検討されておらず、例えば、毎月の電気使用料を一定程度削減した人に褒賞を出したり、一定の省エネ性能を満たした住宅には固定資産税を減免するような制度なども検討に値すると思う。

総合評価	A
------	---

番号	研究テーマ	主な評価内容
③	長谷川英伸 「中小企業における海外事業展開の動向と課題」	<ul style="list-style-type: none"> グローバル化の中でのわが国の大企業だけでなく、中小企業の海外進出がわが国内部の生産活動を空洞化する危険性があるという所見がある。ところが、本研究では兵庫県下の若干の中小企業へのヒアリング及びアンケート調査を通じて、逆に当該企業の県内での売上げだけでなく経常利益や雇用者数でも増大していることを示している。こうした分析は他にもないことで有意義な分析である。しかし、本研究で取り上げられているヒアリング調査は6社に限られており、その点分析結果が限定される。より多数の企業を対象にヒアリング又はアンケート調査がなされて結論が一般化出来ることが望まれる。また、「提言1」の冒頭で取り上げられた内容は、とくに海外事業展開企業への提言とはいえず、更に吟味されることが望まれる。 重要課題に果敢に挑戦し、政策提言を打ち出した点を評価したい。中小企業の海外展開は全国的な課題であり、今回の研究成果が広く、他の自治体や中央政府の施策に生かされることを希望する。政策提言中、「超付加価値産業」は目を引くが、あえて「超」を使うほどのことなのだろうか。最後の「まとめ」は章を立てるほどの内容と分量ではなく、違和感を持たざるを得ない。 本報告書は日本企業の海外進出は国内産業の空洞化を招くという言説に対し、実際には国内経済の活性化につながっているとして、積極的な海外事業展開を図るための環境整備や支援策を具体的に検討、提言したものである。テーマは大胆であり着眼点はおもしろいが、例えば、海外進出と国内経済の関係についての所与のテーゼが論証できているかという心もとない。また各章間での内容のばらつき、重複などが散見され、全体を貫く一本の筋が見えにくいのが惜まれる。とはいえ、アンケート調査やヒアリングに基づいた議論の進め方は丁寧であり、提言も具体的で首肯できるものである。 報告書としてまとまりに欠け、それゆえに提案にも説得力がなく、研究会方式の悪い面が出ているとの印象がする。この報告書の中核になっている兵庫県の中小企業を対象にしたアンケートは、回答企業数140社とあるが、アンケート対象企業は何社なのかという基本的データが示されていない。中小企業の海外事業の展開が国内産業の空洞化につながる懸念があるが、この報告書では、海外展開は国内での売上高、従業員の拡大につながるとしている。その根拠として明示されているのは、上記140社からの回答だけで、説得力は弱い。

[参 考 资 料]

【 参 考 資 料 】

評価の方法

業績評価については、機構による自己点検評価を実施し、その結果を踏まえ、外部評価委員会による評価を実施した。

評価の種類及び評価方法は、次のとおり。

評価の種類		自己・外部の別	評価方法
個別評価	研究調査(3件)	自己点検評価	<ul style="list-style-type: none"> ・研究担当者は記述により行う ・研究調査本部長は所見を付した上で、4段階評価を行う
		外部評価	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回委員会出席委員のうち大学等での研究者の外部評価委員は報告書の査読により、その他の委員はサマリーにより所見を付した上で、4段階評価を行う
総合評価	組織別	自己点検評価	<ul style="list-style-type: none"> ・事業ごとに4段階評価を行ったうえで、組織別に4段階評価を行い、理由を付す
		外部評価	<ul style="list-style-type: none"> ・4段階評価を行い、所見を付す
	機構全体	外部評価	<ul style="list-style-type: none"> ・人と防災未来センター、こころのケアセンターの評価結果を踏まえ、記述により行う

[4 段階評価の評価基準]

個別評価（研究調査）

S：大変評価できる A：評価できる B：あまり評価できない F：評価できない

総合評価（組織別）

S：計画を上回る優れた業績をあげている

A：計画通り

B：計画通りとは言えないものの、工夫若しくは努力によって計画を達成し得る

F：計画を大きく下回っている、又は計画そのものの見直しが必要である

外部評価の実施経過

(1) 第1回外部評価委員会 平成25年 7月31日(水)

内容：外部評価の進め方

「東日本大震災生活復興プロジェクト」 「21世紀文明シンポジウム(朝日新聞社との共催)」

事業概要の説明 等

(2) 外部評価委員による書面評価 平成25年 8月～11月

(3) 第2回外部評価委員会 平成25年12月3日(火)

内容：各委員の評価状況の報告

委員会評価の協議

外部評価委員会 委員名簿

(委員：50音順)

	氏名	所属等
委員長	新野 幸次郎	公益財団法人神戸都市問題研究所理事長
委員	渥美 公秀	大阪大学大学院人間科学研究科教授
	木村 陽子	財団法人自治体国際化協会理事長
	小池 洋次	関西学院大学総合政策学部教授
	高坂 誠	公立大学法人兵庫県立大学理事兼副学長
	佐藤 友美子	追手門学院大学地域文化創造機構特別教授
	瀧川 博司	神戸商工会議所名誉議員
	泊 次郎	東京大学情報学環総合防災情報研究センター 客員研究員

(趣旨)

第1条 本要綱は、公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構(以下「機構」という。)が定款第3条に定める目的を効果的かつ効率的に達成し、県民等に対する社会的責任を果たすため、同第4条に掲げる調査研究その他の事業(以下「調査研究等」という。)について実施する業績評価(以下「評価」という。)に関し、必要な事項を定める。

(評価の区分・実施主体)

第2条 評価は、自己点検評価及び外部評価とする。

2 自己点検評価は、機構各組織で実施し、評価結果を理事会に報告の上、外部評価に付すこととする。

3 自己点検評価のうち調査研究の評価に関しては、研究調査本部長が実施する。

4 外部評価は、機構と利害関係のない外部有識者等の中から選任された委員を構成員とする外部評価委員会が、自己点検評価の結果をもとに実施する。

5 外部評価委員会の設置及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

(評価の対象)

第3条 評価は、機構が策定する中期目標及び中期計画に沿って実施される調査研究等の実績を対象に行う。

2 中期計画の策定については、可能な限り、具体的な目標値の設定、実行プロセスの明確化等を図るとともに、参加者や関係者へのアンケート、ヒアリング等を行うなど評価に必要なデータ情報の収集に努めるものとする。

3 指定管理者として機構が管理する阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター及び兵庫県こころのケアセンター(以下「両センター」という。)が行う調査研究等の実績に関する評価は、それぞれ別に定める業績評価制度によるものとする。

ただし、機構全体の総合評価については、両センターの当該評価結果を踏まえて実施するものとする。

(評価の実施等)

第4条 評価は、個別事業評価と総合評価を併せて実施する。

2 個別事業評価は、中期計画に掲げる全ての調査研究等の推進状況について、可能な限り客観的に把握し、評価を実施する。

3 総合評価は、前項の個別事業評価をもとに、社会的有用性、有効性、効率性等の観点から組織単位及び機構全体を評価し、業務のあり方、組織のあり方、改善すべき点等について明らかにする。

(評価の実施時期)

第5条 評価は、前の年度に行った調査研究等の実績に対して遅滞なく実施する。

2 複数年度にわたる調査研究については、当該調査研究の完了後、評価を実施するものとする。

(評価結果の取り扱い)

第6条 評価の結果については、以後に機構が行う調査研究等の計画、予算等に適切に反映するものとする。

2 機構は、中期目標及び中期計画について、必要に応じ、一層適切となるよう見直しを行うものとする。

(評価結果の公表)

第7条 評価の結果については、ホームページ等によりその概要を公表する。

(庶務)

第8条 評価に関する庶務は、機構管理部総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、評価の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構 外部評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構（以下「機構」という。）業績評価実施要綱（以下「要綱」という。）第2条第4項に基づき、機構に外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、機構の調査研究その他の事業の評価を行い、その結果を理事長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、機構と利害関係のない外部有識者等の中から、理事長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって選出する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(部会)

第7条 委員会は、高度に専門的な観点から評価を行う必要があると認める場合は、委員会に部会を設けることができる。

2 部会の運営については、別に定める。

(専門委員)

第8条 委員会は、調査研究の評価を行うため、調査研究テーマ別に、専門委員を選任し、査読を委嘱することができる。

2 専門委員の選任は、調査研究に関係する行政関係者及び学識者の意見を聴いて行う。

3 専門委員は、1テーマにつき1人とする。

(謝金)

第9条 委員が会議その他の委員会の職務に従事したときは、理事長が別に定めるところにより謝金を支払う。

(旅費)

第10条 委員が委員会の職務を行うために、会議等への出席のために旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定に準ずる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、機構管理部総務課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。